

公文書公開請求決定通知書

岐阜市環指第20号
平成18年 7月 5日

兼松 秀代 様

岐阜市長 細江 茂



岐阜市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

請求年月日	平成18年1月13日
公文書名	石原産業のフェロシルトに関し保持するものすべてのうち別紙に記載の文書
決定内容	別紙のとおり
非公開又は公開拒否の理由	別紙のとおり
上記理由がなくなる日	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)
公開する日	平成 年 月 日 午前8時45分から午後5時15分までの間 当日都合が悪い場合は、事前に担当室まで御連絡ください。
公開場所	環境事業部産業廃棄物指導室 岐阜市神田町1-11 岐阜市役所南庁舎2階
担当室	環境事業部産業廃棄物指導室 連絡電話 058-265-4141 内線 6273

- * この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜市長に対して異議申立てをすることができます。
- * この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- * 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当室の職員に提示してください。